

質問第一三号

公的機関における元号の使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年四月一日

野
田
哲

参議院議長 藤田 正明 殿

公的機関における元号の使用に関する質問主意書

本年三月三十日、広島県教育委員会は、卒業証書の発行年月日を西暦で表記して交付した県内五十四校の県立高等学校及び養護・ろう学校の学校長に対し処分を行つたという。この問題は、憲法上及び法令上の重大な内容を含んでいると考えられるので、以下のとおり質問する。

一 広島県教育委員会が行つた処分の具体的内容等について以下の事項を調査し、その結果を明示されたい。

- 1 処分を受けた者の役職名、氏名及び処分の種類。
- 2 処分が文書によつて発令されたのであるならば、その文書内容の全文。
- 3 処分に当たつての根拠法令。
- 4 同教育委員会が、卒業証書及びその他学校等において使用・交付される公的文書の様式に

ついて、元号を使用すべきことを定めた規則等があるならば、その規則等の内容。

5 処分発令前後に、同教育委員会が行った指導、声明等の経過と内容。

二 今回の処分をめぐる背景について

1 今回の処分に当たつて、事前に広島県教育委員会から意見を求められるなど、政府に何らかの打診があつたかどうか。あつたとすれば、いつ、誰から、どのような形で、いかなる内容の打診があり、それに対していつ、誰が、いかなる形と内容での回答を行つたか、明らかにされたい。

2 政府はこれまでに、全国各都道府県ないし各市町村の教育委員会に対し、教育委員会ないし各種各級の学校等の教育機関が使用・交付等を行う公的文書の様式について、元号の使用に言及した通達、指示、指導等を行つたことがあるかどうか。あるとすれば、その内容を明らかにされたい。

3 広島県教育委員会以外の都道府県及び市町村の教育委員会において、公的文書について元号を使用すべきとの規則等を定め、または指導を行つてゐる教育委員会があるならば、その都道府県名及び市町村名、並びに規則等と指導との別を調査し明示されたい。

4 広島県以外の都道府県または市町村において、卒業証書その他の公的文書に西暦を使用したことをもつて処分を行つた教育委員会の有無及び、あるとするならばその行政区域名を示されたい。

三 公的機関における元号使用の義務の有無と強制力について

1 一般に、国・地方公共団体またはその他の公的機関が元号を使用すべき憲法上の義務は存在せず、また元号使用を強制する法令は存在しないと考えるが、政府の見解を伺いたい。

2 政府は、元号法案の国会審議に際して、「公的な機関の手續なりあるいは届け出等に対しましては、行政の統一的な事務処理上ひとつ元号でお届けをお願いするという協力方をお願い

をいたします。しかし、たつて自分は西暦でいきたいという方につきましては、今日までと同様に、併用で、自由な立場で届け出を願つてもこれを受理すると、そういう考えでおるわけでございます。」（一九七九年四月二七日、参議院本会議における三原朝雄国務大臣の答弁）、また、「従来、戸籍などの諸届けの用紙に、不動文字で「昭和」と、こういうことを刷り込んでおることは事実でございます。これは申請者に便宜を与える、便宜を図るというだけの趣旨のものでございまして、強制するとか拘束するとかという趣旨ではございません。……この辺につきましては誤解が起ころぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたいと思っております。」（同、古井喜實国務大臣の答弁）、また、「現在の住民基本台帳、それから印鑑登録のそれらの様式は、いずれもこれは市町村が自主的な判断で定めておるわけでございますが、一般に元号が使用されておりますけれども、これはもう御承知のように従来からの慣行によつて行われ、協力を求めて

おる、強制するといふものでないことは言うまでもございません。」(同、澁谷直藏國務大臣の答弁)、さらに「教科書検定における元号の取り扱いについても、従来から、年代の表示について、教科の目標、内容等に照らし、適切な方法がとられるよう指導している……。」(同、内藤誉三郎國務大臣の答弁)など、公的機関における元号の使用は、あくまで「便宜的」「慣行的」なものであり、したがって「協力を求める」ことはあつても「強制するとか拘束する」ものではないと、繰り返し答弁している。今日もその立場、見解は不動であると解するが政府の見解を示されたい。

3 右の政府見解によつたとしても、卒業証書は卒業生本人に手渡されるものであつて、公的機関内に保存される一般の公的文書に比べ、年号表示の特定の様式が便宜上求められる度合いは極めて小さいはずである。また、卒業証書が西暦で記載されたとしても、教育上特別に、混乱や問題を惹起するとは考えられない。したがつて、卒業証書に元号の使用を義務づ

けあるいは強制する合理的理由、法的根拠は存在しないと考えるが、政府の見解を示された
い。

4 卒業証書の年号表示の様式について、たまたま学校長、教師、父母、生徒などの意見、思想、信条等が、教育委員会の期待するところと異なり、西暦が使用されたからといって、それを強権の発動たる行政処分でもつて処罰するがごときは妥当でなく、元号に関する政府見解の趣旨にも反し、かえつて教育的効果を損なう措置であると考え。したがって、年号表示について、かかる処分発令を許容するがごとき規則や指導は不適切であり、改廃されるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。